

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

うるま市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. うるま市地域

(1) 現況

本地域は、昭和47年度から実施してきた県営・団体営の土地改良事業により整備されたうるま市内の15区域を対象とした地域で、サトウキビを主に花きや果樹および野菜などが栽培されている。

当該区域では、農道や排水路等において、受益農家を中心に地域住民等と連携し、年1～3回程度の保全管理活動（草刈り・泥上げ等）を行っており、一部区域においては施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を行っている。

今後における農業の振興と発展を図るためにも、地域資源（農用地・水路・農道等）を適切に保全管理する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業者及び地域住民等と連携した地域共同活動の体制強化を図り、多面的機能の発揮の促進を目標とする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	上原区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	伊計区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	池味区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

④	宮城島東区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑤	桃原区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑥	西原区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑦	内間区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑧	屋慶名区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑨	平敷屋区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑩	平安名区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑪	南風原区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑫	兼箇段区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑬	石川区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑭	豊原区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑮	津堅島区	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

ア 対象地域

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項に規程する地域

イ 対象農用地

沖縄県知事が定める特認基準に該当する農用地

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となある農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路、農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは沖縄県農業開発公社等が貸借、受託等により管理するなど、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路、農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路、農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取り組みを選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、平成23年以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するため、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取り組みとして活動すべき事項（中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあっては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合をとること。）

ア 農用地等保全活動の実践

将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項を実施区域位置図に記載するとともに、活動を実践することとする。

- ①農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
- ②既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲
- ③農作業共同化又は受委託等が必要となる範囲
- ④自己施工の箇所、整備内容、受益する農地の範囲及び面積（A要件「③農業生産条件の強化」を選択した場合に記載）
- ⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地の範囲及び面積（B要件「③消費・出資の呼び込み」を選択した場合に記載）
- ⑥その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

イ 次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかを選択する。

(ア) 以下の要件のうち2つ以上を選択。ただし、「①機械・農作業の共同化」又は「⑤担い手への農作業の委託」のイに取り組む場合は1つ以上を選択。なお、人・農地プラン（人・農地関係問題解決加速化支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）に基づいて作成されたプラン）が策定されている場合は、その内容と整合を図ること。

- ①機械・農作業の共同化
- ②高付加価値型農業の実践
- ③農業生産条件の強化
- ④担い手への農地集積
- ⑤担い手への農作業の委託

(イ) 集落協定に新規参加者（女性、若者、NPO 法人等）の1名以上の参加（協定認定年度以降、平成31年度までに参加）を得るとともに、以下の要件のうち1つ以上を選択し、新規参加者がその活動の主体となること。なお、①を選択した場合は、新規参加者は、アにおいては、新規就農者として集落協定にイにおいては、生産組織等に雇用されるオペレーター、集落協定に参加する農業者として新規に活動に参加するものであること。

- ①新規就農者等の確保
- ②地場産農産物等の加工・販売
- ③消費・出資の呼び込み

(ウ) 協定農用地について農業生産活動を継続し得る体制を構築し、集落協定に位置付ける。

(5) 集落協定等の公表

市長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、本市は毎年、集落協定の締結状況を、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等直接支払いの実施状況を公表する。

(6) 農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(7) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

3 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者、(農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。)を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業従事者一人当たりの所得が沖縄県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない(一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。)が個別協定の対象とする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

4 その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等について、記述するものとする